

一般社団法人福井県まちづくりセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福井県まちづくりセンターと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福井市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域活性化のコンテンツとプレイヤーによって、地域や行政の課題を解決しより良い社会をつくることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. プレイヤー育成事業
2. 地域活性化事業
3. 広報支援事業
4. プロジェクトの受託事業
5. 共同販促事業
6. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 除名されたとき。
5. 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

（社員名簿）

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

（社員総会）

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第12条 社員総会は、理事会の決議により、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日の1週間前までに各社員に対して発する。

（決議の方法）

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

（議決権）

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

（権限）

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 入社の基準並びに会費及び入会金の金額
2. 社員の除名
3. 役員を選任及び解任
4. 役員報酬の額
5. 各事業年度の決算報告
6. 定款の変更
7. 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
8. 解散
9. 合併若しくは事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
10. 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（議長）

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

（議事録）

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員

総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上
2. 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第18条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、社員総会の特別決議によらなければならない。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第30条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理

事会の規則で定める。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第34条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第37条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	竹本祐司	高橋良彰	岩井宏太	金本 篤
	堀 一尋	和田敬真		
設立時代表理事	竹本祐司			
設立時監事	山本道隆			

(設立時社員の氏名及び住所)

第38条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 福井市大和田二丁目801番地
設立時社員 株式会社福井新聞社

住 所 福井市つくし野3丁目201番地
設立時社員 竹本祐司

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人福井県まちづくりセンター設立のため、設立時社員株式会社福井新聞社外1名の定款作成代理人小林章浩は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和2年3月4日

設立時社員 株式会社福井新聞社 代表取締役 吉田真士
設立時社員 竹本祐司

上記設立時社員2名の定款作成代理人
住所 東京都新宿区北新宿3丁目2番16-1006号
氏名 行政書士 小林 章浩